

照明器具の PCB 使用安定器に関する調査票

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）にご相談ください。建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとにご記入ください。

【問い合わせ先・調査票送付先】 盛岡市環境部 廃棄物対策課 指導係
〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号
TEL : 019-626-7573 (直通) FAX : 019-626-4153

岩手県盛岡市

に所有する建物についてお答えください。

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず太枠内の情報をご記入ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段も記入してください。

記入年月日		令和 年 月 日 ()		
所有物件	事業所名			
	住所			
記入者連絡先	事業所名	(個人の方は記入の必要はありません。)		
	住所			
	担当者氏名	電話番号	-	-
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名			
	住所			
	担当者氏名			
	電話番号			

設問 1 所有物件の建築時期について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問にご回答ください。

所有している建物の建築時期は 昭和 52 年(1977 年)3 月以前である。 当てはまる回答に○を付けて下さい。	はい	いいえ ⇒調査終了	不明
---	----	--------------	----

「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」または「不明」を選択した方は設問 2 へ。

➡ 設問 2 は裏面

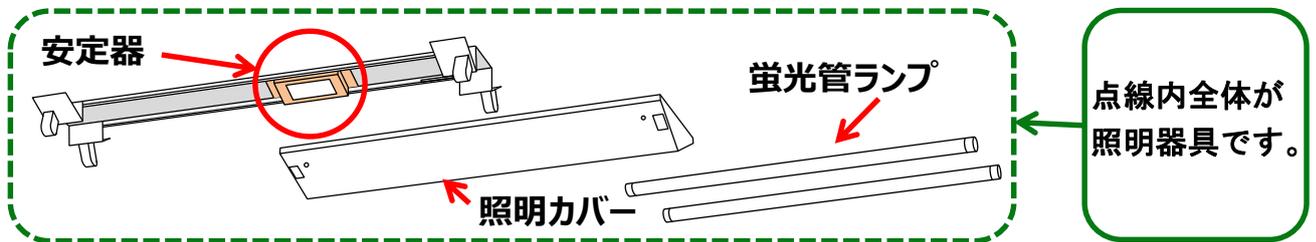
設問 2 所有物件の用途について

昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

設問 1 で「はい」または「不明」と回答した物件は事業用建物である。 当てはまる回答に○を付けてください。 (過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)	はい	いいえ ⇒調査終了
	「いいえ」を選択した方は、調査終了です。「はい」を選択した方は設問 3 へ。	

設問 3 照明器具の交換について

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含まれます。

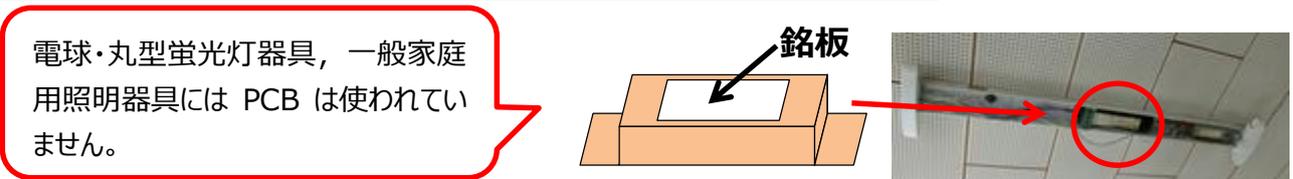


設問 2 で「はい」と回答した物件は、昭和 52 年 4 月以降に、全ての照明器具を交換し、処分している。 当てはまる回答に○を付けてください。 (全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください。)	はい ⇒調査終了	いいえ
	※不明の場合も「いいえ」に○を付けてください。	

「はい」を選択した方は、調査終了です。「いいえ」を選択した方は設問 4 へ。

設問 4 照明器具安定器の PCB 使用について

設問 3 で「**いいえ**」と回答した建物については、PCB が使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙 1 及び 2 を参考にして必ず調査を行って下さい。**
 ※盛岡市内における PCB 使用安定器の処分期限は令和 5 年(2023 年)3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。(別紙 1, 2 参照) 蛍光灯の安定器

PCB 使用照明器具安定器を保管または設置している。 当てはまる回答に○を付けてください。	はい	いいえ	不明 (理由:)
	以上で調査は終了となります。御協力ありがとうございました。 調査票のみ返送してください。		